

令和 7 年 宜野湾市教育委員会第 11 回(定例会)会議録

教育長 伊波 保勝

教育委員 大川 実

開催日時：令和 7 年 11 月 20 日（木）午前 10:00 閉会 午前 11:04

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：伊波保勝教育長、大川実教育長職務代理者、

仲村和也委員、下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞滿、教育部次長 真鳥かおり

(教育総務課) 教育総務係主任主事 宇良千明

(生涯学習課) 文化振興係長 照屋盛充

(市民図書館) 市民図書館長 金城広郁、奉仕係長 比嘉高志

【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 津島美智子

議事日程

教育長諸般の報告

議案第 33 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和 7 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 4 号））

議案第 34 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和 7 年度宜野湾市一般会計補正予算（第 4 号））

議案第 35 号 宜野湾市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 36 号 宜野湾市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について

連絡事項

1、教育部

- ・12月定例会開会について

2、指導部

- ・なし

○伊波保勝 教育長 それでは、皆様、おはようございます。

本日の出席委員は4名で、定足数を達しておりますので、ただいまから令和7年第11回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。

本委員会で審議します案件は、議案4件となっております。

本日の会議録署名委員は、大川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願ひします。

○大川 実 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 続きまして、9月8日開催をしました第9回定例教育委員会会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は親川教育委員となっております。会議録につきましては既に配付しておりますが、字句の訂正等を除きまして、承認をしていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○親川利恵 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

なお、前回、第10回の会議録につきましては、次回以降にご承認をお願いしたいと思います。

(教育長諸般の報告)

○伊波保勝 教育長 それでは、まず初めに教育長諸般の報告を行います。

配付資料の緑色の資料をお開き下さい。

令和7年10月23日から本日、11月20日までの報告となります。

11月24日の金曜日、「令和7年度宜野湾市中学生英語ストーリーコンテスト」が中央公民館で開催され、委員の皆様にも出席いただきまして、無事終了しております。ありがとうございます。

28日火曜日、5回目の市校長会を開催しておりますが、オンライン開催となっております。その際には、中頭教育長会議の報告を中心に不祥事案件カスタマーハラスメントと暴力の2件、県で分限処分を受けたと。そういうことが起こっておりますので、再度の服務規律の徹底をお願いしております。

10月29日、「令和7年度宜野湾市小学校音楽発表会」に出席しました。市民会館の改修工事が完了して6年ぶりに素晴らしいホールで開催をしております。

10月30日、黄川田仁志内閣特命担当大臣、沖縄担当大臣に着任ということで、普天間工場の視察を終えた後、市長表敬がありまして、私も同席をしております。これについては、内閣府の補助を頂いて、子供の居場所、あるいはまた教育委員会としましては学習支援、不登校対策というような取組を行っていることから、同席をしてお礼を申し上げております。

10月31日金曜日、宜野湾市サッカー協会が見えておりまして、12月20日から27日まで、宜野湾市の招待ジュニアサッカー大会を開催するということで、激励の挨拶をお願いしますという依頼がございました。

同日31日、「第77回沖縄県民スポーツ大会宜野湾市代表選手結団式」が中央公民館で行われ激励の挨拶を行っております。11月22日土曜日、市立体育館で総合閉会式が行われる予定となっております。

続いて、11月1日土曜日になります。「第46回世代交流会」が多目的運動場ドームで開催をされ、仲村委員が司会進行を務めていただきました。小中学生を含めて約200名程度いたのではないかなと思います。すばらしい交流会ができていたのかなというふうに思います。

11月4日、山田青雨氏による市長表敬、これについてはアマチュア写真家の登竜門である土門拳文化賞で山田さんが最優秀賞を頂いたということの報告でいらしておりました。30枚の組写真を応募して、米軍基地と平和というテーマで写真を撮り続けて、それが賞に輝いたということの報告がございました。

同日11月4日、琉球コラソンU-15による市長表敬に同席をしております。普天間中学校3年生の生徒が全国中学校ハンドボール大会で初出場をして準優勝したという報告がございました。

11月7日金曜日、「令和7年度ぎのわん教育の日表彰式典及び講演会」が中央公民館で開催されております。各委員の皆さんには、出席をいただき大変ありがとうございます。功労賞、活躍賞含め表彰を行った後、講演を行っております。非常にすばらしい講演だったと思います。

11月10日月曜日、「令和7年度中頭地区市町村教育長会第5回定例会」を開催しまして、行政説明で、法律改正に伴う健康管理、業務量管理についての実施計画を3月までに策定義務づけがありますので、県の計画書を参考に早めに計画書を策定して、総合教育会議に報告をいただきたいというお話をございました。その中で協議事項として、各小中学校の草刈りについてはどういうふうに対応していますかというような案件がございました。そのほか小中学校の空調設備の取組方針についてはどうなるかというような意見交換も行いました。

11月11日、宮城政一様より育英会の寄附を頂いておりまして、ぜひ子供たちのために活用してほしいということでございました。

11月12日水曜日、市教頭会2回目になりますが、これは研修会が中心となっておりまして、学校経営計画の策定に対する研修を行っております。

11月15日土曜日から16日日曜日にかけて、宜野湾市文化祭が開催されております。今回初めて子ども文化祭ステージというものが盛り込まれております。盛況だったのかなというふうに思っております。

7月1日に姉妹都市を締結しております岩国市の文化協会も30名近くいらしていただいて、檀上で芸能を披露しておりました。

11月16日の産業まつりと17日の行政改革推進本部は共に中止になっております。

11月17日、「宜野湾市商工会青年部・女性部の創立50周年式典・祝賀会」がラグナガーデンホテルで開催され、参加をしてきました。

以上が私の教育長諸般の報告となります。

報告に対しての質疑がある方は举手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終了させていただきます。

(議案第33号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程1「議案第33号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和7年宜野湾市一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

本件は、12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 異議なしということですので、日程1、議案第33号は非公開といたします。

＜非公開＞

○伊波保勝 教育長 これより議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程1、議案第33号を終了いたします。

(議案第34号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程2「議案第34号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件は、12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 異議なしということですので、日程2、議案第34号は非公開といたします。

＜非公開＞

○伊波保勝 教育長 これより議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（令和7年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程2、議案第34号を終了いたします。

休憩いたします。

（議案第35号）

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程3「議案第35号 宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 それでは、水色の議案書の24ページをお願いいたします。

議案第35号 宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則。宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月20日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

市民会館の施設使用申請等について、利用者の利便性を図るため、様式の見直し及び字句の整理のため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきまして、別冊の黄色、新旧対照表は1ページ、ピンク議案資料1ページ、お開きいただきたいと思います。

まず新旧対照表、左側が現行、右側が改正後（案）でございます。

初めに第5条、現行におきましては、使用許可の変更又は取消しに関する手続等について規定をしてございます。改正後は、使用許可の変更のみを規定するものとし、見出しの改め、括弧書きでされている見出しを改め、第1項の字句の改め、様式、名称の改めを行ってございます。

その中の取消しという字句につきましては、改めて第6条にて規定しておりますので、後ほど説明を申し上げます。

それでは、続きまして新旧対照表1ページの中の第6条第1項、その中の見出しの「使用許可の取消等の通知」、括弧書きに書かれているその文字から「使用許可の取消し等」に字句を改めております。その中で取消しの字句のほうを推奨されている用い方、いわゆる「取消し」ですね、送り字が入ると、取消しの「し」が入ってくるということでございます。

さらに、その中にあるただし書を追加してございます。現行におきましては、使用許可の取消し、使用停止、また必要な措置を命ずるときは使用者に通知することとなっておりますが、改正後は、教育長は、やむを得ない理由があると認める場合は、当該通知書による通知に代えて、口頭による通知を可能とするただし書を追加してございます。口頭での通知が認められるケースといたしましては、このピンクの議案資料1ページの下段に記載してございます、災害発生時や施設の安全確保が急務な場合、また、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行為が現在進行形で行われており、直ちに中止させる必要がある場合等が考えられます。

次に、第6条第2項をご覧ください。

先ほど第5条にて説明申し上げました使用許可の取消しについて、改めてこの同条にて、市民会館使用取りやめ届として整理をし、規定しております。

また、ピンクの議案資料の2ページをご覧いただきたいと思います。

宜野湾市民会館使用取りやめ届出の新設に伴いまして、①から③まで各種届出の説明を表示しておりますので、ご確認よろしくお願ひいたします。

それでは、新旧対照表の2ページに入ります。議案資料は3ページをお開きいただきたいと思います。

第11条、使用料の減免についての規定でございます。現行のほうが、第1項第4号中の、第4号、（4）ですね。第4号中のただし書部分については、新たに号を設けて定めるのが法制執務上の正しい用い方としております。今回はその号を追加し、整理してございます。（4）の中にあるただし書は、個別で項立てするということでございます。

また、改正後の第4号の中では、減免対象を市立の幼稚園、小学校、中学校に加えまして、

市立の認定こども園を追加してございます。

理由についてでございますが、ピンクの議案資料にも記載しておりますけれども、平成 18 年の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持ち、教育、保育を一体的に行う施設である認定こども園が創設されたことに伴うものでございまして、本市においても一部の幼稚園が年次的に認定こども園へ移行する計画があることから、当該施設を追加してございます。

次に、議案資料の 4 ページ、お願いいいたします。

現行の第 1 項 6 号中、（6）です。「前各号の規定にかかわらず」を改正後の第 7 号で「その他」に改めております。これは号の字句を改めと号の繰下げです。その号の趣旨といたしましては、現行の第 1 号から第 5 号に定めております減免対象以外を指しているものでございまして、正しい表現に字句を改めたということでございます。

黄色の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

その中の第 6 条第 2 項にただし書をそこでは削っておりません。ただし書を削って、同項では第 1 項中の第 1 号、これは（1）のことです。第 4 号、（4）です、のただし書を引用しておりますが、既に引用しているただし書を削る改めを、先ほどの説明をしていますから、その字句を削ったということでございます。

進めてまいります。

黄色の新旧対照表の 3 ページと議案資料、今度は 5 ページをお願いいたします。

次は第 12 条、こちらは使用料の還付についての規定です。この中の第 1 項第 2 号、（2）の第 5 条、第 6 条でご説明申し上げましたとおり、施設の使用をキャンセルする場合は、「使用の取りやめ」に名称変更したことに伴う字句を改めているものでございます。

続いて、同項の第 3 号、（3）を追加しているということでございます。現行の使用料の還付につきましては、使用料の納付後に使用者の責めに帰することのできない理由によって施設を使用できなくなった場合、また、使用の取りやめを申し出たときとなっておりますが、改正後は、使用日数、時間と使用内容に変更が生じた場合についても変更許可に基づき、その差額の使用料を還付の対象とする規定を設けているということでございます。

続きまして、各種様式の改めでございます。

次はピンクの議案資料にて、主な変更点を説明したいと思います。7 ページ、お開きいただきたいと思います。

現在、市民会館施設使用許可申請書は複写紙、カーボン紙です、を使用しているため、手書きの申請となってございます。今後は申請者が書類を受け取りのために来館することなく、ホームページからダウンロードができるよう様式を改めまして、利便性の確保を図ることが今回の一部改正の主な理由となっております。

また、この一部改正に伴いまして、より利用しやすい様式、分かりやすい様式へと改めております。

まず初めに、様式第1号の使用許可申請書でございます。様式第1号で5か所変更を行っております。吹き出しが出ているのが5か所ございますので、その5か所を変更しているということでございます。

まず1点目、上のほうです。催事内容欄を記入方式から選択方式です。左側が現行で右側が改正後の案になっておりますので、催事内容が選択できるというふうにしております。

2点目が使用施設名の欄の変更でございます。これまで施設ごとに申請書が必要となっていましたけれども、1つの申請書で対応できるように変更してございます。

3点目が納入通知書、真ん中辺りちょっと下ですが、納入通知書の欄を削っております。こちらは納入通知書の番号等につきまして、許可後に必要となるということから、別記様式の許可書中に欄を設けております。

4点目が冷房使用の有無の欄を削っております。冷房使用については、催事の当日に主催者が判断しております、申請時には特段、使用の有無の確認が必要ないためございます。

5点目に共催、後援の欄につきまして、これは特段、記載の必要がないため削っております。

続きまして、8ページの様式第4号の説明、使用変更許可申請書でございます。こちら様式第4号では、ただいま説明申し上げました改正後の使用申請書の形式に沿って様式を改めてございます。

続きまして、9ページの様式第9号、こちらは使用料の減免申請書でございます。こちらの変更点は、減免申請理由の欄を記入方式から選択方式に変更しております。

最後、水色の議案書に戻りまして、35ページをお開きいただきたいと思います。

こちら様式第6号の2、宜野湾市市民会館使用許可取りやめ届の様式を新たに追加ということでございます。

以上が様式の主な変更点の説明となります。

そのまま議案書38ページをお開きください。

附則でございます。この規則は、公布の日から施行するとしてございます。

以上が議案第35号 宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の説明になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手でもってお願ひいたします。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程3、議案第35号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第36号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程4「議案第36号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 もう一件、よろしくお願ひいたします。

水色の議案書39ページをお願いいたします。

議案第36号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和7年11月20日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

利用者カードを作成する際の電子申請手続及び団体貸出しの対象に認定こども園を追加するほか、小学生、中学生の利用者カードの有効期間を見直すとともに、利用者カードの再交付に要する費用負担をなくすことで事務の簡素化と図書館利用の促進を図るため、当規則の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、黄色の表紙の新旧対照表にて説明申し上げます。

新旧対照表の10ページをお願いいたします。新旧対照表は、左側、現行、右側、改正後(案)で記載しております。また、桃色の表紙の議案資料、こちらのほうは47ページ、併せて確認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、新旧対照表10ページのほうで、第9条の字句の追加でございます。こちらは貸出しの対象に認定こども園を追加してございます。

次に、新旧対照表 11 ページ、こちら第 10 条第 6 項の削除でございます。こちらは第三次宜野湾市子どもの読書推進計画策定に伴う市民アンケートの声より、市民図書館や移動図書館、ちゅらゆめ号を利用しない理由ということで、「カードがない」、「カードをなくした」、「有効期限を過ぎてあまり行かない」などの声もございまして、カード再発行の費用負担を廃止することで、事務改善と読書率の向上を図りたいということでございます。

そのままで、新旧対照表 10 ページでは、第 10 条第 3 項から 5 項にかけて繰下げを行いまして、3 項に電子申請の対応に関する文言を追加してございます。

次に 11 ページをご覧いただきたいと思います。

第 10 条の第 8 項は繰り下げております。利用者カードの登録取消しについて、館長の裁量を追加してございます。

8 項が追加であります。小中学生の利用者カードの有効期間を在籍期間とすることで更新手続を省略し、図書館利用の促進を図ってまいります。

最後に、水色の表紙の議案書 40 ページをお願いいたします。

附則でございます。この規則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行するとしております。

以上が議案第 36 号 宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則についての説明になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある方は举手でもってお願ひいたします。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 10 条第 6 項ですか、利用者にとってはとてもいいことじゃないかなと思っております。図書館におきましても、そういった事務がなくなるので、とてもいいことだなというふうにして思っています。

ただちょっと懸念されるのがあります。故意的でないにしろ、何回もなくしてしまう方が出てきたりとかという場合も考えられますよね、故意的かもしれないですけれども。そういう場合には対策が何かないのかなと思いました。例えば改正後（案）の 10 条 8 項にある館長が特に必要だと認めるときは登録を取り消すということもあるのか。故意的に何回も紛失して余計事務を負担させるみたいなものがあつてはいけないのでないかなと。今の時代ですから、この 6 項をなくしたときに、いいことだなと思った半面、そのような不安も出てきたものですから。それは 8 項で補うということでおろしいですかね。

○伊波保勝 教育長 教育部長。

○多和田眞満 教育部長 もともと 6 項ができた理由が、今、大川委員がご指摘の、再発行がもともと無料だったのが、同じ方が再発行を連発したことを見てこの項ができたというふうに伺っております。ただ、昨今、図書館利用、読書を推進するために、この 100 円負担がアン

ケート等でも意見としてありますので、まずはそこを削って、要するにカードを作りやすくするというところと、実績につきましては、図書館からも今現在どのような感じなのか説明できればと思います。大丈夫でしょうか。

○伊波保勝 教育長 係長。

○比嘉高志 市民図書館奉仕係長 市民図書館奉仕係長の比嘉と言います。

利用者カードの再発行についてですけれども、桃色の資料で47ページに過去3年分と本年度の実績を記載しています。令和4年度から300人ほどで続いていたのが前年度200人まで減って、今年度は現時点31人まで減っているんですけれども、昨年の規則改正でスマートフォンをカードの代わりに使用できるということにしたこともあって、実際にカードを手元に持っていないなくても借りられるという状況ができたので、この再発行に関しては、実際、事務がほとんど減っている状態なので、仮にカードをなくしたという方がいらしても、スマートフォンでも借りられますよというご案内も今できるようになっているので、先ほどの懸念に対しては、少し利用者に案内する選択肢が増えたかなと思っております。

実際に探して見つかる方も多いので、まずはスマートフォンをご案内して、少し探してみてくださいというふうなご案内もできます。せっかく小学生がカードを作っているのだけれども、有効期限が切れているから使えないとか、更新手続でもう一回紙を書いてきなさいとなると、ハードルがすごく上がってしまっているので有効期限をなくして、より使いやすい図書館にしたいなと思っております。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市民図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程4、議案第36号を終了いたします。

休憩いたします。

○伊波保勝 教育長 それでは、再開いたします。

(連絡事項)

1、教育部

・12月定例会開会について

2、指導部

・なし

○伊波保勝 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力いただきまして、大変ありがとうございます。